



長い夏休みが終わり、2学期がスタートします。お子様は、もう学校の生活リズムを取り戻しているでしょうか？ 学期始めは、寝不足や疲れがたまり、体調不良を訴えるお子様が多くなります。長く続いた暑さの疲れや、朝夕の気温の急激な変化で体調も崩しやすい時期です。行事の多い2学期も元気に学校生活を過ごせるよう、早めの就寝を心がけ、引き続き体調管理と登校前の健康観察には十分気を配っていただきますようお願いいたします。

## 連絡① 身体計測(全学年)について ~体操着(半袖・短パン)の準備をお願いします~

● 9月25日(水)1・2年 ● 9月26日(木)3・4年 ● 9月27日(金)5・6年



## 連絡② 受診報告書の提出について

夏休み中、またその後に、医療機関(眼科・歯科・耳鼻科など)を受診した人は、担任まで受診報告書の提出をお願いします。成長期の健康管理は重要です。病院からの管理指示は、学校生活の参考とさせていただきますので、未受診の場合は、速やかに受診をお願いします。



## 連絡③ 熱中症予防について



残暑が続き、長期休業明けで体が暑さや運動に慣れていないこの時期は、熱中症の心配があります。本校では通年で水筒持参の協力をお願いしています。また、通常の学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことを基本としています。個人の自由ではありますが、特に暑い時のマスク着用については、命の危険につながることもありますので、登下校時も含めて御家庭でもお話し合いください。



## 連絡④ 感染症対策の継続について

夏休みが終わり、新型コロナウイルス等の感染症の流行が懸念されています。学校においても、石けんでの手洗いや換気など、基本的な感染症対策は継続していきます。登校後に発熱等体調を崩した場合は、できるだけ早く早退する対応をとらせていただいています。感染拡大を最小限にする措置として、引き続き、御理解・御協力をお願いいたします。

### 新型コロナウイルス感染症の出席停止期間の基準

**再確認**

- ①発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快後1日を経過するまで出席停止となります。(学校保健安全法施行規則第19条)
- ②出席停止期間の起点となる発症日は医師が判断しますので、受診時に確認をお願いします。
- ③無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで出席停止となります。
- ④「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることです。



※登校する際は、保護者記入の「登園・登校届」が必要です。日光市 HP または、本校 HP からダウンロードできます。

※家族がり患した場合等でも、本人の体調に特に問題がなければ登校に制限はありません。

9月9日  
救急の日



## 知っていますか？ 身近にある AED

**今三小の AED は職員室入口前(廊下)にあります！**

